

地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の一覧

特例内容	根拠法令(地方税法)	特例割合	取得期間	適用期間
家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	第349条の3第27項	1/2	平成29年4月1日～	期間なし
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	第349条の3第28項	1/2	平成29年4月1日～	期間なし
事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産	第349条の3第29項	1/2	平成29年4月1日～	期間なし
水質汚濁防止法に規定する特定施設に係る汚水・廃液の処理施設	附則第15条第2項第1号	1/2	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	期間なし
下水道法に規定する除害施設	附則第15条第2項第5号	4/5	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	期間なし
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産 (うち特定都市再生緊急整備区域におけるもの)	附則第15条第14項	3/5 (1/2)	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日	5年間
津波防災地域づくり法に規定する推進計画に基づき新たに取得又は改良された津波対策の用に供する償却資産	附則第15条第21項	1/2	平成28年4月1日 ～令和6年3月31日	4年間
津波防災地域づくり法に規定する警戒区域内の避難施設				
指定避難施設の用に供する家屋	附則第15条第22項第1号	2/3	平成30年4月1日 ～令和6年3月31日	5年間
協定避難施設の用に供する家屋	附則第15条第22項第2号	1/2	平成30年4月1日 ～令和6年3月31日	5年間
建築中の協定避難施設の用に供する家屋	附則第15条第22項第3号	1/2	平成30年4月1日 ～令和6年3月31日	5年間
指定避難施設に附属する償却資産	附則第15条第23項第1号	2/3	平成30年4月1日 ～令和6年3月31日	5年間
協定避難施設に附属する償却資産	附則第15条第23項第2号	1/2	平成30年4月1日 ～令和6年3月31日	5年間
再生可能エネルギー発電設備				
太陽光発電設備(再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した設備で自家消費型のものに限る)<1,000kw未満>	附則第15条第25項第1号イ	2/3	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日	3年間
風力発電設備(固定価格買取制度の認定を受けたものに限る)<20kw以上>	附則第15条第25項第1号ロ	2/3	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日	3年間
地熱発電設備(固定価格買取制度の認定を受けたものに限る)<1,000kw未満>	附則第15条第25項第1号ハ	2/3	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日	3年間
バイオマス発電設備(固定価格買取制度の認定を受けたものに限る)<10,000kw以上20,000kw未満>	附則第15条第25項第1号ニ	2/3	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日	3年間
太陽光発電設備(再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した設備で自家消費型のものに限る)<1,000kw以上>	附則第15条第25項第2号イ	3/4	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日	3年間
風力発電設備(固定価格買取制度の認定を受けたものに限る)<20kw未満>	附則第15条第25項第2号ロ	3/4	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日	3年間
水力発電設備(固定価格買取制度の認定を受けたものに限る)<5,000kw以上>	附則第15条第25項第2号ハ	3/4	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日	3年間
水力発電設備(固定価格買取制度の認定を受けたものに限る)<5,000kw未満>	附則第15条第25項第3号イ	1/2	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日	3年間
地熱発電設備(固定価格買取制度の認定を受けたものに限る)<1,000kw以上>	附則第15条第25項第3号ロ	1/2	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日	3年間
バイオマス発電設備(固定価格買取制度の認定を受けたものに限る)<10,000kw未満>	附則第15条第25項第3号ハ	1/2	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日	3年間
地下街等における浸水防止用設備	附則第15条第28項	2/3	平成29年4月1日 ～令和8年3月31日	5年間
企業主導型保育事業の用に供する固定資産(有料で借り受けたものは除く)	附則第15条第32項	1/2	平成29年4月1日 ～令和6年3月31日	5年間
緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地(有料で借り受けたものは除く)	附則第15条第33項	2/3	平成29年6月15日 ～令和7年3月31日	3年間
水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内の土地	附則第15条第38項	2/3	令和2年4月1日 ～令和8年3月31日	3年間
特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法で規定する雨水貯留浸透施設整備計画に基づき取得した償却資産	附則第15条第42項	1/3	令和3年11月1日 ～令和7年3月31日	期間なし
特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内の土地	附則第15条第43項	3/4	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	3年間
新築のサービス付き高齢者向け住宅	附則第15条の8第2項	2/3	平成27年4月1日 ～令和7年3月31日	5年間

※ 附則第15条の8第2項で定める新築のサービス付き高齢者向け住宅の特例は、特例割合を税額から控除します。

附則第15条の8第2項以外で定める各特例については、特例割合を課税標準に乗じます。

※ 取得期間より前に取得した固定資産であっても、経過措置により特例の適用を受ける場合があります。